

## 令和4年分確定申告(所得税及び復興特別所得税)についての基本事項をまとめてみました

### ○確定申告書の受付

所得税の確定申告書の提出期間は、令和5年2月16日(木)から同年の3月15日(水)です。ただし税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常税務署の相談や申告書の受付は行っておりません。また医療費控除などの還付申告については、2月16日より前の日でも受付をしています。

### ○確定申告書の提出

所得税の確定申告書の提出は、下記の方法で行うことができます。

- ・ 住所地等の所轄の税務署の受付に持参する(マイナンバーカードなどの本人確認ができるものを忘れず持っていくようにしましょう)
- ・ 郵便により住所地等の所轄の税務署に送付する(3月15日付の消印までが期限内申告となります)
- ・ e-Tax(電子申告)を用いてパソコンやスマホから申告する(事前の準備が必要になります)

### ○税金の納付

確定申告書の提出により税額が発生した場合には、次のいずれかの方法で税金の納付をすることになります

- ・ 税務署で納付書をもってご自身で金額等を記入し、税務署または金融機関等で納付する
- ・ 個人事業者の場合は「振替納税手続」をして指定した金融機関の預貯金口座から振替引落を行う
- ・ インターネットバンキング口座等を用いて納付を行う
- ・ インターネット上のクレジットカードの機能を利用して納付を行う

※ 還付申告の場合は、還付額振込先の記入を忘れないようにしましょう

税金の法定納付期限は確定申告書の提出期限と同じで下記のとおりになります。

- ・ 所得税及び復興特別所得税…令和5年3月15日(水)〈振替納税は令和5年4月24日(月)〉
- ・ 消費税及び地方消費税 …令和5年3月31日(金)〈振替納税は令和5年4月27日(木)〉
- ・ 贈与税 …令和5年3月15日(水)

### ○確定申告をする必要がある人とは

#### ◆給与所得がある方

給与所得がある方は会社の年末調整により税金の精算がされますので、確定申告の必要はありませんが、次の場合には確定申告を行う必要があります。

- ・ 給与の収入金額が2,000万円を超える人(年末調整による精算ができないため)
- ・ 給与を1か所から受けていて、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ・ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、貸店舗などの賃料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた人

#### ◆公的年金等に係る雑所得のみがある方

公的年金等に係る雑所得の金額から公的年金控除と所得控除を差し引いた結果、残額がある方は、確定申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が 400 万円以下である場合には、所得税確定申告を行う必要はありません。

#### ◆上記以外の方

各種の所得の合計額から所得控除を差し引き、その金額に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告が必要です。

(土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等一定の所得に係る税額については、他の所得金額と合計せず  
に分離して計算を行います)

[注 1] 確定申告の必要がない場合であっても、所得税の還付申告を行うためには、確定申告書を提出する必要があります

[注 2] 所得税の還付申告を行うときは、給与所得者で給与・退職所得以外の所得がありその金額が 20 万円以下の場合でも、その所得を含めて申告しなければなりません

[注 3] 確定申告書を提出した方は、税務署から市役所に確定申告書等のデータが送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません

[注 4] 公的年金等受給者で確定申告を要しない場合であっても、所得控除未済分について住民税の申告をすることにより、課税所得が減額される場合もありますので、各市町村に確認の上 住民税の申告を行ってください

#### ○還付申告の期限

確定申告の必要のない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年 1 月 1 日から 5 年間行うことができます。したがって、これまでに申告をしていなかった場合、平成 30 年分については令和 5 年 12 月 31 日まで申告をすることができます。同様に令和 4 年分については、令和 9 年 12 月 31 日まで申告が可能になります。

#### ○申告が間違っていた場合

確定申告をした後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いたときは、法定申告期限内であれば、その 2 以上提出された申告書のうち最後に提出された申告書を、その人の申告書として取り扱うことになっていますので、正しい計算に基づいて作成した新たな確定申告書を提出すれば大丈夫です。法定期限申告後に計算誤りに気付いた場合、税額を実際より少なく申告していたときは、修正申告書を税務署に提出しなければなりません。また税額を実際より多く申告していたときは、更正の請求書を提出して納め過ぎた税金の還付を受けることができます。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から 5 年以内(※)です。また修正申告書を提出することにより、過少申告加算税や延滞税がかかることがありますので、誤りに気付いた場合はできるだけ早く修正の申告を行きましょう。

※平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する所得税については、更正の請求の請求期限は法定申告期限から 1 年でした。

## ○令和4年分確定申告の変更点

- これまであった確定申告書のA様式とB様式が統一され1種類になりました  
また修正申告を行うときに使用していた第五表も廃止されています
- 雑所得が「公的年金等」「業務」「その他」に分類されており、業務にかかる雑所得については前々年分の収入金額が300万円を越えた場合には、請求書や領収などの取引書類の保存が義務化され、前々年の収入金額が1000万円を越えた場合には収支内訳書の提出も義務付けられるようになりました
- 住宅ローン控除の控除率が1.0%から0.7%に、新築住宅の控除期間は10年から13年に、所得制限が3000万円から2000万円に、所得が1000万円以下の方の床面積要件が緩和されています
- セルフメディケーション（特定の医薬品購入額の所得控除制度）の対象となる医薬品（スイッチOTC医薬品）の対象が変更されています（詳細は国税庁HPにて）
- 電子申告のためにe-Taxでログインする際に利用者識別番号と暗証番号が必要でしたが、マイナンバーを使ってログインするマイナンバーカード方式を使えば、今後はこれらの情報を入力せずにe-Taxにログインができるようになりました
- 令和4年12月1日から国税のスマホアプリ納付が可能になりました。国税スマートフォン決済専用サイトにアクセスをして行うことになります。一度の納付での利用上限金額は30万円で、事前に支払税金分のアカウント残高があることが前提です

小松原多津子税理士事務所